



7月、盛夏ですね
気象情報によると平年より暑い夏になりそうです



夏の代名詞といえば『海!海!!海!!!』

和歌山には海水浴場がたくさんあります

和歌山市には片男波海水浴場、磯ノ浦海水浴場、浪早ビーチ、浜の宮ビーチ、浪早ビーチ

有田市には地ノ島海水浴場、日高町には産湯海水浴場

広川町には西広海岸、由良町には小引海水浴場と衣奈海水浴場、大引海水浴場

白浜町には白良浜海水浴場、江津良海水浴場、椿海水浴場

そのほか勝浦、串本、すさみエリアにも沢山の海水浴場があります

遠浅の海水浴場は大丈夫ですが、日高郡美浜町の煙樹ヶ浜などの

近深の海辺では危険ですので海水浴はしないで下さいね!

和歌山にはキャンプ場も沢山あります

海、山、川全て揃った和歌山で夏を満喫してください!!

～7月掲載内容～

*外国人技能実習生

*日 本

*中 国

*天下り

*次期衆議院選

*ペロブスカイト型の太陽電池

*L G B T Q法成立

*本のご紹介

アジアに関する情報、ご意見、ご相談、またはご意見等々お待ちしております。

投稿先: info@ibia.or.jp

外国人技能実習生

今月もタイ、ミャンマーから大勢の実習生が入国しました。

驚いたのはミャンマーからの実習生の日本語が非常に素晴らしいことです。もちろん個人の努力が一番ですが、長期間ミャンマーからの受入れが少なかったことで、日本語を勉強する時間が多かったこと、ミャンマー語と日本語の文法がよく似ていること、真面目な性格が理由だと思います。



実習生の講習会前のオリエンテーション

【技能実習制度と特定技能制度】

技能実習制度と特定技能制度が変わります。

昨年末から「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が定期的に行われていますが、先月6月中間報告が発表されました。このままいくと今年の秋頃には最終報告がなされ、来年度に国会審議の後…再来年の新法施行ではないかと予想します。

【実習制度はどうか!?!】

▼技能実習制度

一部のメディアでは「技能実習制度廃止」などとセンセーショナルに報道されていましたが、制度が無くなるというより今までの研修制度・技能実習制度を基礎とした発展的解消(名前が変わる?)というところでしょうか。いずれにしても技能実習1~3号はなくなり「新たな制度」が新設される方向で進んでいます。6月14日に開かれた有識者会議での中間報告の概要をまとめてみます。

◎制度目的が変わる

新たな制度は「発展途上国への技能移転・国際貢献」から「国内の人材確保・人材育成」に制度目的が変わります。

◎職種が編成される!

新たな制度の対象職種としては、技能実習制度が87職種159作業であったことに対し、新たな制度は特定技能制度と一致した職種を設定するとのこと。技能実習制度を基本とした考え方ならば技能検定等の試験は新制度でも引き続き行われる可能性が高いと予想します。

◎転籍転職が緩和か!?

技能実習制度では原則禁止だった転職については、条件付き緩和される方向で検討するとのことです。ポイントはこういった条件で転職ができるのかですが、安易に転職できるとなると時給の高い地域や給料の高い会社に人材が集中することになります。もしそうなれば大都市の給料の高い方に流れることになり地方の中小企業は不利になるので、地方自治体の手助けがないと人材確保は更に厳しくなることが予想されます。

◎管理監督は組合で!

新たな制度での管理監督については、当組合のような監理団体が引き続き監理業務を行う事になります。所轄行政についても従来同様に外国人技能実習機構が行い、監理団体については更に厳しい追加要件を検討しているとのこと。

◎日本語要件追加か!?

技能実習制度では一部の職種以外は要件とされてこなかった日本語要件も、新たな制度では日本語要件の設定を検討されています。とはいえN5以上の要件などが設定されると日本に来る人材が激減するでしょう。

▼特定技能制度について

特定技能については特定技能1号の12の産業分野のうち、建設と造船分野の2分野のみ特定技能2号への移行が許されていきました。今回の法改正では上記の2分野の他にビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の9分野が追加され合計11の産業分野が特定技能2号の移行対象となります。

新たな制度から特定技能制度への対象職種を一致させる方向で検討するとのこと。技能実習から特定技能へ移行できない業種があったため、実習修了後に帰国を余儀なくされる実習生も少なくありませんでした。職種を一致させることで、今よりも更に長期的な受入れが可能になりそうです。

◎登録支援機関の見直し

外国人材を支援する立場である登録支援機関については、行政の指導監督体制と支援体制の整備についての見直しを検討されるようです。支援能力のない支援機関は排除されることでしょう。

◎2号への移行要件は!?

特定技能2号への移行(在留期間の延長が可能)について、分野によって実務経験が2~3年以上必要であることと、技能検定1級相当の試験に合格する必要があるようです。

技能検定1級は日本人でも難関ですが、外国人がこの検定に合格するには日本語能力N2レベルの理解度が必要なことから、これについても何らかの検討指針が出てくることとなるでしょう。業界毎に試験の難易度が違うため、難易度の低い分野に人が集中することも考えられます。

◎新たな分野追加は!?

メディアで報じられていた「コンビニ、トラック運転、配送荷物のピッキング、産業廃棄物処理」などの分野追加について今回は対象外のようなのですが、今後どうなるか注目する必要があります。

アジアに関する情報、ご意見、ご相談、またはご意見等々お待ちしております。

投稿先: info@ibia.or.jp

【外国人実習生募集の問題点】

今現在の問題点は円安、6月30日現在144,82円です。1年前は110円位で、その差は約35円ほどですが、実習生がドルで受け取った場合に24%強受け取る給料が下がるのと同じことなのです。実習生にしてみると来日の目的の1番は「お金を儲ける」ことですが、来日の動機が薄れてしまい実習生に求める能力や適性者の応募が少なくなることが懸念されます。

各国の通貨の為替状況にもよりますが、円安の難題がこんな所にも出ています。

【入国管理法改正】

正式には「出入国管理及び難民認定法」と言い、6月9日に参院本会議で自民、公明、日本維新の会、国民民主などの賛成多数により可決成立しました。

改正された理由は次の通りです。

改正前の問題点は次の通りで、令和3年12月出入国管理庁がまとめたものです。

現行入管法上の問題点 (概要)		
<h3>共生社会の実現【P2】</h3> <ul style="list-style-type: none"> 未帰国外国人・在留外国人が増加する中、入管庁は、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現を目指している。 <p>H22 → H26 → R1 入国者 944万人 1,415万人 3,119万人 在留者 209万人 212万人 293万人</p> <h3>不法残留の現状【P3】</h3> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年以降増加傾向 <p>H5 → H26 → R3 不法残留 30万人 5.9万人 8.3万人</p>	<h3>退去強制手続の問題【P4】</h3> <ul style="list-style-type: none"> 退去強制命令が交付されたにもかかわらず退去を拒む者(送還拒否者)が存在 <ul style="list-style-type: none"> 不法残留者 合計約8万3,000人 摘発時 年平均約1万7,000人 帰国を拒む者 累計3,103人 <h3>送還を妨げる理由(法の不備等)</h3> <ul style="list-style-type: none"> 難民認定手続中の者は送還が一律停止 退去を拒む自国民の受取を拒否する等の存在 送還妨害行為による航空機への搭乗拒否 	<h3>送還拒否者の全体像【P5~P7】</h3> <p>送還拒否者: 3,103人(多数の難科者を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容中: 248人 仮放免中: 2,440人 仮放免途中で手配中の者: 415人 <p>送還拒否者3,103人中994人に前科あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 罪種別では、薬物関係法令違反、入管法違反、窃盗・詐欺が上位を占める 半数近くが難民認定申請中 <p>送還拒否者3,103人中</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮放免6月以上の者は204人 仮放免10年以上の者は258人(半数以上が難民認定申請中(全て複数回申請者))
<h3>難民認定制度の現状【P8~P10】</h3> <ul style="list-style-type: none"> 難民認定申請者に就労を認める運用開始からH29年まで右肩上がり申請者が急増 → その影響で、審査処理期間が長期化 <p>H22 → H27 → H29 申請 1,200件 7,600件 2万件</p> <p>(一次) H24 → H27 → H30 処理期間 5.8か月 8.1か月 13.2か月</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者の相当数が難民条約上の理由に直ちに該当するとは認められない理由で申請 悪質な犯罪行為に及んだ者であっても送還停止効により送還困難 	<h3>送還受け入れ拒否国への対応【P11】</h3> <ul style="list-style-type: none"> イランは、平成28年1月以降、送還拒否者の送還を受け入れなくなったが、受け入れ再開を求める交渉を行っている。 イランの送還拒否者は330人中 <ul style="list-style-type: none"> 167人が懲役1年を超える実刑判決 うち9人以上が薬物関係法令違反で有罪判決 <h3>送還妨害行為の具体例【P12】</h3> <ul style="list-style-type: none"> 送還中に航空機の中で大声を上げたり、激しく抵抗して機長の判断により搭乗拒否 平成28年以降、護送付き送還が完了できない事例が、10件発生 	<h3>長期収容の問題【P13】</h3> <ul style="list-style-type: none"> 収容中の外国人が退去を拒み続け、かつ、送還停止効等の事情により、収容が長期化する可能性がある。 <h3>仮放免の問題【P14】</h3> <ul style="list-style-type: none"> 中には仮放免目的の拒否も発生 仮放免中の逃亡事例や仮放免中に犯罪を犯す事例が発生 特定の台帳士や支援者が身元保証人を務める者の逃亡事例が発生 <h3>被収容者にかかる経費【P15】</h3> <ul style="list-style-type: none"> 近年、被収容者の医療費は、入院・通院治療費と薬品費を合わせ、年間20万円超 近年、食料費は年間3億~5億円台で推移

詳細は下記をご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001361884.pdf>

「入管法」とは、日本に入国し又は日本から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする法律です。言い換えれば日本への入国や出国の管理、在留資格や不法滞在、難民の認定手続などに関して決められた法律ということです。

今回の改正前まで先に記載した通り多くの問題点があり、法を改正して対処しようとするものでした。

アジアに関する情報、ご意見、ご相談、またはご意見等々お待ちしております。

投稿先: info@ibia.or.jp

■改正のポイント

難民受け入れに消極的との批判を受けて入管法が改正され、難民申請中は強制送還しないという「送還停止効」が盛り込まれていました。これを改め3回目以上の申請者は原則送還できるなったことが今回の改正の柱です。

改正前は、これを悪用(?)し、何度も難民認定をして強制送還を拒んだことでありました。強制退去処分が出た外国人のうち本国への送還を拒んでいるのは令和3年末時点で3,224人おり、約半数は難民認定の申請中で入管法の規定で送還が停止されていたのです。

改正入管法による主な変更点		
	これまで	改正後
認定対象	難民条約に基づく5類型（該当しなくても法相による在留特別許可などは可能）	紛争避難民など、難民条約に該当しない外国人も保護
強制送還	難民申請手続き中は停止	3度目以上の申請者らは送還可能に
收容	健康上・人道上の理由などで「仮放免」として收容を解除	親族・知人ら「監理人」のもとで生活する「監理措置」を導入

改正入管法では、一には紛争地からの避難民を難民に準ずる「補完的保護対象者」として受け入れる枠組みが創設されました。ウクライナからの避難民がこれに当たります。

二には不法滞在者の扱いの厳格化だ。今回の改正で、この申請回数を原則2回までと限定し「相当の理由のある資料」を示さなければ、3回目の申請は原則認めず強制送還手続きに入ることが出来ることとしました。

三には施設に收容に関し健康上の理由などで「仮放免」の道がありましたが、これを支援者などの「監理人」をつけることを条件に施設外で生活を認める「監理措置」制度も創設されました。

【筆者の見解は】

どこの国でも自国と自国民を守ることが一番の要件です。なるほど難民認定率は欧米諸国と比べ極めて低いなど問題がない訳でもありません。しかし日本の法律を破ろうとする者は排除するのは当然です。

名古屋入管で留学生のスリランカ人ウィシュマさんが適切な治療が受けられず死亡…悲しい事件ですが、これは入管職員の失態で法の問題ではありません。

ここで私たちが考えなければならないのは日本を守ることです。自国民を守る観点で言うと外国人に「優しい」だけでいいのだろうか!?! 禁止薬物を持ち込み、日本の法を守らない輩が日本に滞在することは危険極まりない…今回の改正は正に正解です。

アジアに関する情報、ご意見、ご相談、またはご意見等々お待ちしております。

投稿先: info@ibia.or.jp

日本

【植田日銀総裁】



日銀では2度目金融政策決定会議を6月15日・16日に開催し、総論的には10年余り続く大規模金融緩和政策は維持するとしました。

長期金利の変動幅プラス・マイナス0.5%程度、短期金利はマイナス0.1%のままです。

4月の消費者物価が3.4%、5月は3.2%の上昇と想定より上振れしているという見方が出ている中ですが、日銀は目標とする「持続的・安定的」に2%の物価上昇には至っていないという認識を示していました。

委員の中には物価上昇率について「企業の価格設定スタンスが積極化してきていることを踏まえると想定より上振れる可能性もある」という指摘や、「物価上昇率は年度半ばにかけ低下していくものの、2%を下回らない可能性が高い」という意見が出されたほか、長期金利と短期金利に操作目標を設ける「イールドカーブ・コントロール」を見直す必要があるとの指摘もありました。

植田総裁が量的緩和の解除に慎重なのは、国内で金利が上がりはじめれば日本国債を大量に保有する金融機関に含み損が発生し、アメリカのシリコンバレー銀行のように経営難に陥る地銀が出かねないという懸念もあるからです。住宅ローンを組む多くの人にも大きなダメージとなりかねませんが、低金利に慣れ切った今の日本で金融政策を正常化すると大きな痛みを伴いかねないのです。

★筆者の大胆予想

7月27日(木)・28日(金)の金融政策決定会合で前が見えてくるでしょうが、これだけ円安が続くと手立てを考えざるを得ないであろう…しかし、日銀の現在の姿勢を見ると急激に政策を変えるとは思われない。

ここ暫くは何があらうと日本は超低金利、金融緩和は続き、政策の変わるのは秋後半に選挙後であらう…。

財務省】

神田財務官が最近の円安に触れていますが、これに対し「行き過ぎた動きに対しては適切に対応する」と述べ、投機的な動きをけん制(口先介入)しました。しかしこれに構わず円安が続いています。因みに6月30日17時現在、1\$144.82円、1ユーロ157.33円です。

【日銀】

植田日銀総裁は馬鹿ではなかろう…現在の金融政策が異常であることは百も承知している。今直ちに变えることは政府予算の執行に伴う国債を大量に保有する銀行に含み損を垂らす…このことは経済に多大の悪状況をもたらすと考えているのでしょう。

しかし、いつかはやらねばならないことです、もう少し経済が好転する機会を待っているのでしょう。

正常化に動くのは選挙が終わり政治的にも落ち着く…それが秋頃か後半からであらうと予測されます。

アジアに関する情報、ご意見、ご相談、またはご意見等々お待ちしております。

投稿先: info@ibia.or.jp

【食品業界】

円安が続く食品業界は非常に困っています。

肉の卸業者と話をしてきましたが、輸入肉が言うに及ばず国産肉も高くなっており、輸入肉が円安で高いのは誰でも分かりますが、国産肉も輸入する飼料が高くなり出荷時の原価が高くなり、卸業者としては小売りの人にこれを転嫁できない…と、本当に大変で早く円高に振れて欲しい…と、なるほど!ごもつとも!!

【円安に何故!?!】

昨年末から今年の初めにかけての外為市場では円高予想が圧倒的に多かった。その理由はインフレ進行を受けて利上げを続けていた米連邦準備制度理事会(FRB)が「利上げを停止した後に利下げに転じる」との見方だった。

一方、日銀は黒田前総裁から植田総裁への移行を契機に利上げに踏み切ると予想されましたが、従来からの緩和姿勢を堅持することにしました。

【貿易赤字】

更に日本は巨額に貿易赤字を抱えており、貿易はドルで決済する…この貿易赤字部分の決済は円売りドル買いをして相手に支払う事になります。ドルが大量に必要だから円が安くなるというパターンです。

【企業の海外シフト】

日本はかつて貿易立国と言われました。2010年前後を境に製造業がグローバル展開を進め、生産拠点を海外にシフトしました。これは国内の人口減少で先細りすると言う理由と、海外労働力が安いなどという理由からでした。

もはや日本は貿易で稼げる国ではなくなったということであり、円安が招いているのである。

【政府の姿勢】

政治的問題…日本の最大の輸出競争力を誇れるのは自動車産業、この産業が日米間の貿易摩擦によって政治的に生産拠点を米国などに移転しました。

日本での生産台数は30年前と比べ40%も減少しており、海外での生産比率は実に66%に達しているのです。

日本の賃金はG7中最安となっている中で、自動車産業に限らず生産拠点を日本に回帰する手立てを講じようとならないのである…米国に付度。

【日銀は一体…】

円安基調を変えることが急務である…日銀は何をしているのか。経済に悪影響であろうがなかろうが円安を狙い海外からの投機が急増し、世界で一番金利の安い日本が食い物にされているのが分からないのか…摩訶不思議である。

株価が高くなっていると喜んでいる場合ではありません、長い将来を考えれば早く正常に戻るのが一番なのです。

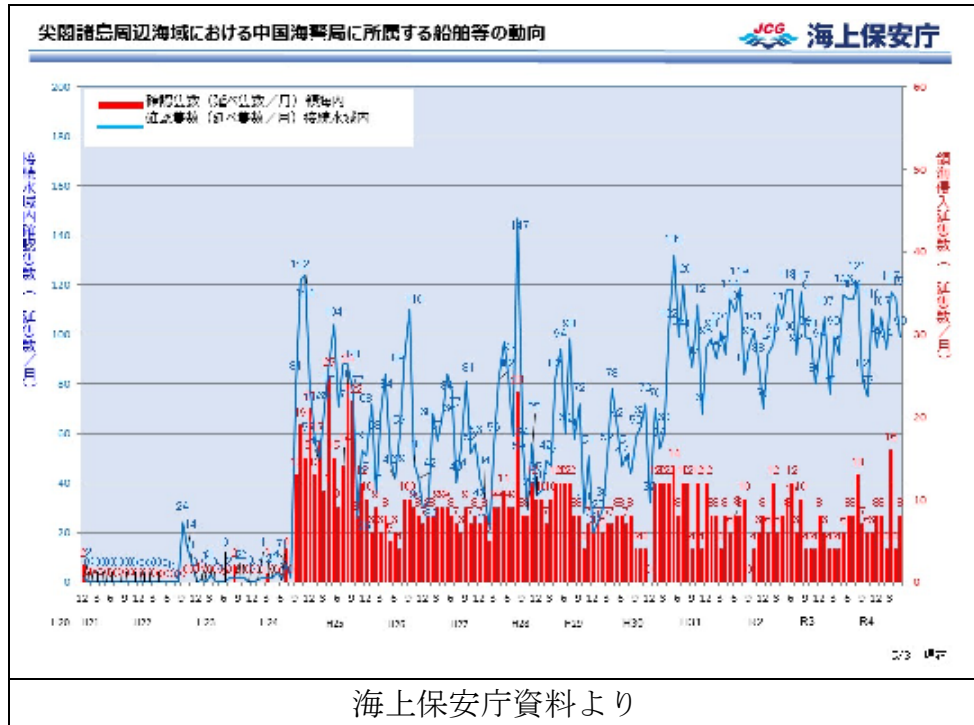
アジアに関する情報、ご意見、ご相談、またはご意見等々お待ちしております。

投稿先: info@ibia.or.jp

【自衛隊と海外保安庁】

自衛隊法では、有事の際に防衛大臣が「海上保安庁」を指揮下に入れることになっています。5月31日、防衛省は日本が外国から攻撃を受けた武力攻撃事態の際に、防衛相が海上保安庁を統制下に置く「統制要領」に基づいた自衛隊と海保共同の机上訓練を実施したと発表しました。

[中国の領海侵入]

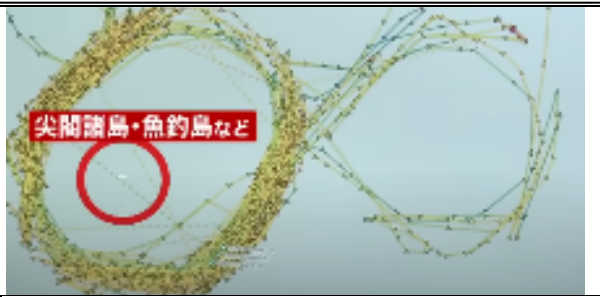


中国海警局の船舶の領海侵入を防ぐ日本海上保安庁

自衛隊は前線で防衛作戦に専念し、海保は国民保護や海上における人命の保護等、後方で最大限の役割を果たすという。海保は現に戦闘が行われている海域で活動することは想定していないという…これは机上で成り立つ議論で現実的であろうか。要は警察としてあるのか、防衛であるのか線引きが明確に出来るのでしょうか？ 答えは「否」です。

日本は英語で「JAPAN COAST GUARD」、日本語に訳すると「沿岸警備隊」でこれは国際法上「軍隊」です。

一方、先のグラフのように各周辺において中国の海警局所属の公船(以下「海警」)による領海侵犯が常態化し、接続水域には殆ど一年を通して海警が居座っています。日本が抗議や遺憾の意を示しても中国は馬耳東風、馬の耳に念仏…中国の狙いは海警を使って実効支配し、日本の施政下にならない状況を作り出し、少しずつ減ぼし実効支配を奪うので「サラミ・スライス戦略」と呼ばれています。



現在まで中国公船はA I S (船舶識別装置) を作動していませんでしたが、最近になり稼働させています。これは中国の領海で警備をしていると言う証拠を残すためでないかと言われています。日米安保条約5条の対象とはならないことを承知の上で実行しているのです。

【中国のサラミ・スライス作戦とキャベツ作戦】

2012年頃から中国は国境や海洋で対立する国々に対し、サラミ・スライス作戦すなわちその一つずつは戦争に至っていないまでも、時間をかけ小さなことを積み重ね初期の目標である領土侵略を狙っていく戦略を取っています。この作戦を尖閣諸島のみならず南シナ海、東シナ海で実行しているのです。

また、キャベツ作戦…すなわち葉が何枚も重なっているキャベツのように、幾層の守りで固める作戦で軍艦、漁民の海洋民兵など色々な組織で統制した行動を取っています。

【日本 VS 中国】

中国は2018年、海警局が武装警察部隊(以下「武警」)に編入されました。武警は中央軍事委員会直属であり海警は海軍と一体化しました。海警は大型であり重武装で、1,000トン以上の隻数が既に海保の約3倍です。

日本の海上保安庁は有事には防衛大臣の指揮下に入るものの、平時は国土交通大臣の指揮下にあります。海保の武器使用については拉致犯罪のような「重大凶悪犯罪」の要件を全て満たす場合を除いて、人に危害を与えることはできません。何より海保は「防衛任務」はもちろん「領域警備」の任務さえ与えられていないのです。

海上保安庁法25条には「この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない」、海上警備行動は警察権行使で、警察権に縛られた海自は軍事作戦ができる海警に苦戦を強いられることは間違ありません。

これでは中国の思うまま、それでも海上保安庁は身を挺してまでガードしているのです。一刻も早く中国に対応できるように、警察機関(海上保安庁)及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるよう、領域警備基本方針の策定、や領域警備区域における必要な事項を定め、公共の秩序の維持に資するようにして貰いたいものです。

海上保安庁、自衛隊頑張れ!!!

アジアに関する情報、ご意見、ご相談、またはご意見等々お待ちしております。

投稿先: info@ibia.or.jp

中国

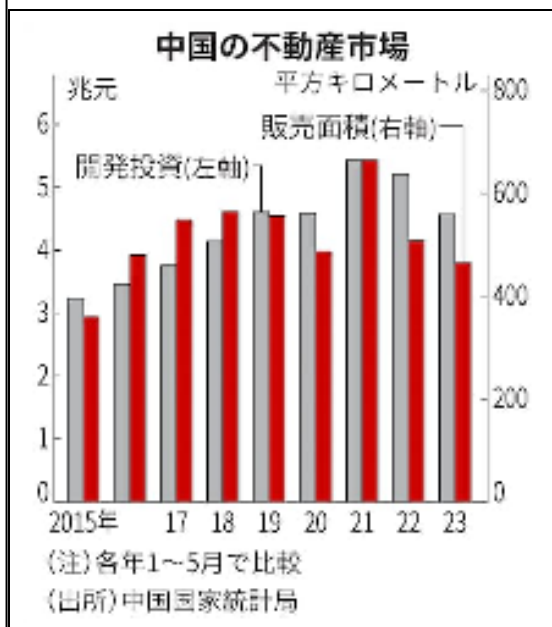
【経済】

6月20日中国人民銀行が最優遇貸出金利(LPR、ローンプライムレート)を引き下げました。5年物を0.10%引き下げ、5年超は年4.20%、1年物は年3.55%、引き下げられました。予想は5年物の0.15%の引き下げが見込まれていました。思い切った利下げをしたかったのですが、人民元の想定外の下落を誘発するリスクがあるためです。人民元が急落するとキャピタルフライト(資金逃避)する恐れがあり、中国から外資などが逃げ出すためでしょう。反対に米国が利上げをしている中で「元売り」に繋がる急激な利下げは難しいと考えたのでしょう。

中国経済は「ゼロコロナ政策」を終えましたが、中国経済の回復力が弱く感じます。世界が期待して世界経済をけん引するには程遠いようです。

これを象徴するように工業生産は前年同月比3.5%となり、4月の5.6%と比べると約2ポイント縮小しました。伸びが鈍るのは昨年2022年12月以来で、1~5月の民間企業による工場建設や設備投資などの固定資産投資も前年同期を下回り、2020年1~10月以来のマイナスに転じました。

【不動産市場】



現在まで中国経済が伸びてきた主因は、GDP(国内総生産)の3割を不動産がけん引してきたことです。ところがここに来て不動産市場が低迷し、新築住宅の販売価格が下がったにも関わらず住宅需要が落ち込んでいます。不動産の購入が減れば当然、家電や家具といった関連商品の売れ行きが鈍くなります。自動車の販売も依然奮いません。

また、雇用の改善も遅れており、5月の失業率は5.2%になり、16~24歳に限れば20%を超しているのです。

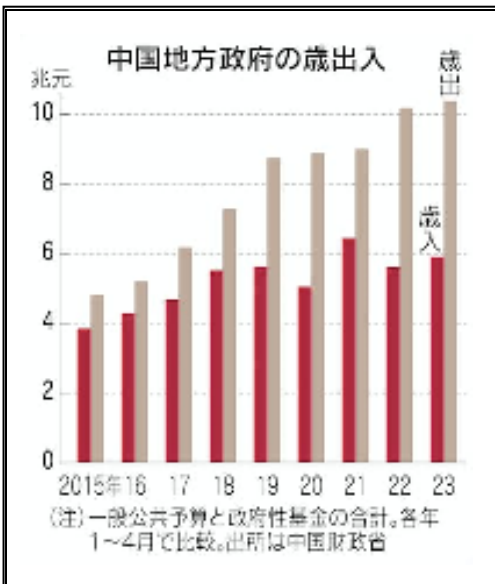
【地方政府】

中国の土地は国有で、地方政府はマンションを建設する開発企業に国有地の使用权を売りますが、この売却収入は税収に並ぶ主要な財源でインフラ投資を賄ってきました。このように地方政府は土地の使用权を売却し、これを不動産開発企業に売却してその差額を地方政府の財源に充てると言う方法を取ってきたのです。

ところが最近「中国恒大集団」の倒産で象徴されるように、不動産市場が低迷しています。これにより地方政府の収入が落ち込んできました。

一方、地方政府はインフラを整備するのに財源を要し、収入の足りない部分は国からの起債(借入金)で賄います。認可された債権以外の目的では出来ないで「融資平台」という地方政府の傘下に置く投資会社をつくり公共事業など支えてきました。この融資平台は地方政府による「暗黙の保証」があるとみなされており、国は感知していないことになっています。

この額が2022年末に1,100兆円(59兆円)を超えているのです。実にGDPの8割近くに近いとは危ない橋を渡っているのです。



中国政府は債務の利払い費が歳出の10%を超えた地方政府に財政再建を指示する仕組みを設けている。2022年に警戒基準に達したのは、財政データが利用できる205都市の5割に達しました。国務院(日本の内閣)のルールは融資平台の収支は含まれていません。融資平台を加えるとどうなるのかは推測できませんが、ビックリするような額になることは間違いでしょうね…ヤバイですね。

既にこの隠れ債務である融資平台2社が制御不能となっています。

【銀行】

中国の銀行で不動産業界向けの不良債権も増え続けています。

2022年末時点で中国工商銀行など4大銀行の残高は前年比6割増え、直近10年で過去最大になりました。

また、不良債権に転換しかねない企業の債務を「潜在不良債権」とし、上場企業の財務データを用いて潜在不良債権比率を推計すると2020年と2021年に大きく上昇し、2022年央時点で9.6%に達します。業種別にみると不動産業が22.9%へ大幅に上昇、中国全体の潜在不良債権を試算すると2022年央で19.7兆元となります。これはGDPの16.9%に相当する規模であり、不良債権が中国経済の「重石」になっていることは間違いのないでしょう。

[ここまでのまとめ]

コロナ後の中国经济景気の回復が鈍く、その理由は経済のけん引役で主力である不動産でしたが不振から脱しきれず、またコロナ下での節約志向が根強く、政府(人民銀行)は政策金利を下げざるを得ませんでした。

しかし、その政策金利を下げる幅が元の動向から鑑みると大幅な下げが見送られたのです。

【反スパイ法】



スパイ行為を摘発する反スパイ法が改正され、7月1日から施行されます。「国家の安全と利益」に関わる情報提供などを取り締まり、スパイ行為とみなす対象を拡大し摘発が強化されるのです。

外国人の携わる中国での事業活動に影響を及ぼすことは間違いありません。

この法令では「国家の安全と利益」に関わる文書の提供、国家機関や需要インフラサーバー攻撃はスパイ行為とされている。しかし「国家の安全と利益」の定義は明示しておらず、当局の「恣意的」な運用を懸念されます。

また国家安全当局の権限を強め「スパイ行為の疑いのある人の手荷物や電子機器を強制的に調べられる」ようにしました。これに加え「スパイ行為を発見した個人や組織には通報義務を課し、反スパイ活動に貢献した個人らは表彰」されることになっています…チクリ推奨。

これらの条文を見ていくと、何でもかんでも捕まえようとするれば該当する危険性が多いのです。

例えば顧客のために地図の作成、チベット自治区や新疆ウイグル自治区への旅行、現地の人との交流、アンケートやインタビュー、台湾や香港の文字だけで危険があるなど…恣意的に捕まる可能性があります。記念撮影をただけでも捕まる恐れがあり、日本からの出張を控えている企業まであるような…そりゃそうですよね、怖くてたまったモンじゃありません!!

【産業スパイ】



6月15日、茨城県つくば市の国立研究開発法人「産業技術総合研究所」(以下「産総研」)で主任研究員を務める中国籍の権恒道容疑者(59)が、警視庁公安部によって不正競争防止法違反(営業秘密の開示)で逮捕されました。

自身が研究開発に携わっていたフッ素化合物の合成技術に関する研究データを、産総研の電子メールアカウントから中国企業に送付し「営業秘密」にあたる研究情報を漏洩したとされています。

警察の取り調べに対して権容疑者は「営業秘密にあたらぬ」と容疑を否認しているとか…盗人猛々しい!! 中国だと即死刑だぞ!!!

□発覚の経緯

発覚の経緯は、2022年に産総研から警視庁に被害相談があり発覚。2018年に前述の容疑に当たる実行行為を行ってから2022年までの4年間も産総研は気がつかなかったという。

□人民解放軍との関係

権恒道容疑者は、中国人民解放軍と軍事技術開発に関係する「国防7校」の一つである南京理工大学で教職兼任しており、その危険性は周知の事実です。またフッ素化学製品製造会社「陝西神光化学工業有限公司」の会長も務めていたという…現在「陝西神光化学工業有限公司」のHPは閉鎖されています。

ちなみに、権恒道容疑者は2002年4月から勤務、入社してから発覚までの20年間はアクセス権を制御されず先端技術が漏洩に晒されていたのです。産総研の管理は余りにもずさんで間抜けことではないでしょうか? 20年もの間に日本の資金を使い、且つ大勢の研究者の成果を中国に垂れ流し、お金を出すのは日本、成果は中国…呆れて言葉も出ません。

日本人は外国人に優しくしようと思えます、出会った人を「良い人だから騙す筈がない」と思って接します…よく人を観察しないとイケませんね!

□東北大学からも流出

読売新聞の22年2月20日の記事によると、中国の極超音速ミサイル開発に日本の技術が使われています。調べによると少なくとも9人の中国人研究者が日本の東北大学など研究機関で研究後に中国に帰国、ジェットエンジン、流体力学、耐熱素材など極超音速ミサイルに必要な技術を流出させています。

東北大学はというと、中国共産党人民解放軍の極超音速ミサイルの技術開発には間接的に協力する一方で、自衛隊の防衛技術への協力は拒否しているのです。

監督官庁である文部科学省は、国立大学法人が国家安全保障に反する行為を行うことを黙認してきましたが、このことは非難されて当然です。軍事転用されて日本の安全保障を脅かした責任は重いのです。

中国政府は「軍民融合」を掲げて先端技術の軍事転用を進めています。各国は大学など研究機関の規制を強化しており、日本は垂れ流しとは…何を考えているのですか!?

★筆者は思う

中国では先端技術をめぐる主な政策は「千人計画」という外国にいる優優な人材を中国に呼び込み「軍民融合」といい、官民間わず先進技術を軍事転用するのです。「国家情報法」で国民や企業に諜報活動を義務づけています。

一方、日本はというと「スパイ天国」だと世界から言われていますが、国家は余りにも無防備ではないでしょうか？

「日本学術会議」は法律で設置され税金で運用されています。会員は特別職国家公務員で、国政選挙や国会の首相指名選挙を経て就任し、学術会議を所管する首相が任命権を行使するのは当然です。ところが「学問の自由」を盾に取り外国(中国)に協力しています。国家を守り、発展させるという、この使命を忘れたのか…。

日本人は初めての人や外国人に会うと「大丈夫な人」「信頼できる人」と考えます。一方の外国人は「この人は大丈夫な人か」「騙さないか?」と疑いを持ち、信用を一步一步積みあげていきます。

人の良い日本人は騙されやすいのはこういう事なのです。

昔の諺を思い出して下さい「人を見たら泥棒と思え」位が丁度良いのでは???

天下り

総務省のHPで見れば分かることですが「各府省等からの再就職者が5代以上続いている独立行政法人・特殊法人等・公益法人」の概要を見るとその天下りの一端が分かります。

これによると独立行政法人、特殊法人、公益法人に5代以上にわたり422のポストに再就職(天下り)しています。HP：https://www.soumu.go.jp/main_content/000046316.pdf

この外、下記のようなゴリ押し天下りの実態が見えてきます。

この国日本は役人天国、官僚天国で国民の血税を使い日本を食い物にしており、まさに「官僚のための日本」に成り下がっています。これでは日本が発展しようがない…。東大を出て官僚になることだけを目指すことが裕福になることなのか…余りにも国民を馬鹿にしています。

その一端を週刊文春や新潮などの記事を基に述べます。

【空港施設株式会社】



本田 勝



山口 勝

東証プライム上場「空港施設」に対し、令和4年12月元国土交通省次官で東京メトロ会長の本田勝氏が社長、会長と面談し、元同省東京航空局長で副社長の山口勝氏(63)を社長にゴリ押ししたことが3月30日発覚しました。本田氏は当初人事への介入については否定しましたが4月4日に国土交通省が実施した聞き取り調査の結果「有力なOBの名代」という趣旨の発言について、人事への介入を認めました。

同年5月23日、政府は本田が東京地下鉄会長を退任する人事を閣議了解しました。

本田氏から「自らの言動が会社やお客様に多大な迷惑をかけたことを深く反省している」として退任の申し出があったという…ゴリ押ししてもらった山口氏も4月3日付で辞任しました。

【ゴリ押しとは】

山口氏はバックにいる人たちや、然るべきところという表現で、自身の副社長昇格には国交省の意向が背後にあることを繰り返し主張、「それ(国土交通省?)は抜きにできない」とまで言い切り、自ら認可権限をチラつかせ、副社長に就任させるように求め取締役会で副社長になりました。

ところがこれで収まらず…昨年末国交省元事務次官の本田氏が、今度は山口氏を社長にするよう要求したのです。同社経営陣に本田氏は「私は有力OBの名代」「OBを社長に就ければ省として全面サポートする」と言い放ったのです。

これについて本田氏は、参院国土交通委員会理事会の聞き取り調査に対し「OBの名代」と発言したことを認めたくえで、「別の2人の事務次官経験者が関心を持っていたためだ」と説明しました。「副社長が社長に就任すれば国土交通省としてサポートする」と発言したことも認めたものの「省のOBとして注意したり相談に乗ったりするという趣旨で、権限を笠に着て何かをお願いしたいという趣旨ではなかった」と釈明しました…後に嘘がばれましたよ!

【東京地下鉄(東京メトロ)】

東京メトロは財務省と(53.4%)と東京都(46.6%)が出資する官営企業です。

21年7月15日に開かれた国土交通省の交通政策審議会において、株主である国と都による路線整備費の支援や完全民営化に向けて株式を段階的に売却する方針が示されています。

本田元次官も国交省出身ですが、たくさん的高级官僚が天下っています。常務の渡辺良氏、取締役の徳永幸久氏も元国土交通大臣官房技術審議官(都市局担当)、常勤監査役の徳田郁生氏は旧大蔵省出身、副会長の川澄俊文氏は元東京都副知事です。

正に「天下り企業」そのものです。

★筆者のボヤキ

考えてください、官僚は公務員です。公務員というのは「公の僕(しもべ)」です。「僕(しばべ)」とは使用人、召使のことです。

憲法15条には「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」(第1項)とし「すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定されています。「次官」は府・省・庁の国家行政機関において大臣などの下に就くもので、官僚の最高の地位で東大出が圧倒的に多く、この最高学府を出て最高の次官となった者が公務員たるものは何かを知らないはずがありません。

天下り先の会社に圧力をかける…「あんたは馬鹿か」と言いたい、天下り先で高給を取る…この高給は国民から吸い上げたお金ですよ!国民を愚弄しているのか!!!

もっと言えば責任者は誰だ!!!政治家ではないか、正すのが政治家の役目なのに何をしているのだ!!自民党、公明党、与党議員は何故正そうとしないのか、野党も野党だ!こんな所に維新の会が伸びてきた理由が分からないこともないですね。

日本の国は頭の良い馬鹿ども(官僚)に支配されている…官僚のための日本か!

天下、国家を論じ、如何に日本を良い国にするかを論じて外国にも太刀打ちできる国にすることを強く望みます!

アジアに関する情報、ご意見、ご相談、またはご意見等々お待ちしております。

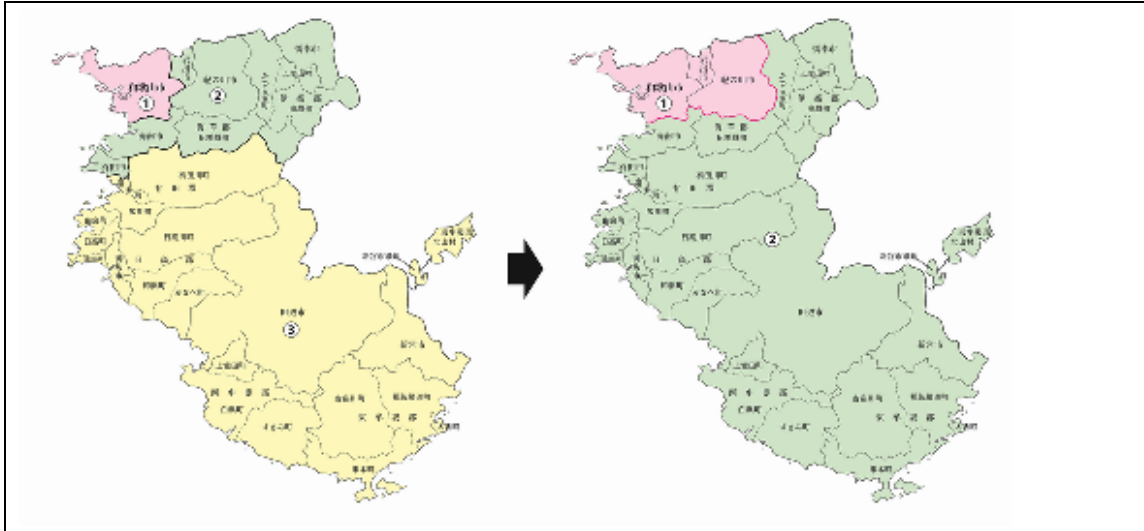
投稿先: info@ibia.or.jp

次期衆議院選

今国会で衆議院の解散が見送られました。次期の衆議院選は小選挙区の区割りが25都道府県140の選挙区で変わります…解散はいつかな？

近畿の比例ブロック定数は28人、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県の2府4県で、人口は全国の比例代表ブロックで最多の2070万人、定数28と全国の比例代表ブロック中で最も定数が多くなります。

また和歌山県の選挙区は衆議院の県内の選挙区は区割りの変更に伴って、和歌山市と岩出市、紀の川市が新たな和歌山1区に、それ以外の地域が和歌山2区となり、次の衆議院総選挙から適用されます。



和歌山県の次の衆議院選挙をめぐっては、上記の通り小選挙区の区割りが「3つ」から「2つ」に減ることが決まっています。

和歌山県の自民党は6月10日と13日の会合で、4人の国会議員(二階俊博、石田真敏、鶴保庸介、世耕弘成)によるこれまでの協議結果を踏まえ、1区では鶴保庸介参院議員、2区の候補者は二階俊博衆議院議員、石田真敏衆議院議員は近畿ブロック比例区候補をとすることで、党本部に名簿上位での優遇を求めることになりました。

【参議院補欠選挙】

前の衆議院選挙では談合だなどと言われ、日本維新の会の林 ゆみ氏に自民が惨敗しました。

前の衆議院選では一旦鶴保氏が出ると決定したような報道がなされましたが、暫くすると世耕代議士は門氏が候補者となるのが良いと言って負けの選挙になりました。和歌山の選挙をめぐっては、世耕参議院議員が首相を目指すためには衆議院に鞍替えしたい、それも地盤である1区からと考えているかのように聞こえてきますが、1区は二階衆議院議員の地盤であり次期も出ることになっていますが…さて、世耕氏はどうするのやら…手を上げないでしょうね。

鶴保氏が次期の衆議院選挙に出ることは間違いない…辞職後行われる参議院選挙は？そうすると参議院議員を辞職したあとに行われる参議院和歌山選挙区の補欠選挙の候補者について、自民党は「公募」を行うことを基本として出来るだけ早く決める方針を確認しました。参議院選挙で公募すると言うが…どのような手段で公募するのでしょうか。ちまたの噂では公募と言いながら、既に暗黙の了解で決まっているのではないかともいわれています。それは二階氏の三男である伸康氏のことです。ここで公募というのですから、手を揚げる人が出てくるとどうなるのでしょうか。

味方同士でも潰しあい。世襲はダメだと言っておきながら世襲を目指す。

政治の世界は分からない…分かりたくないものですが知りたいですね。

ペロブスカイト型の太陽電池

一体何のことか？読者の皆さんは理系？それとも文系？

【太陽電池とは】

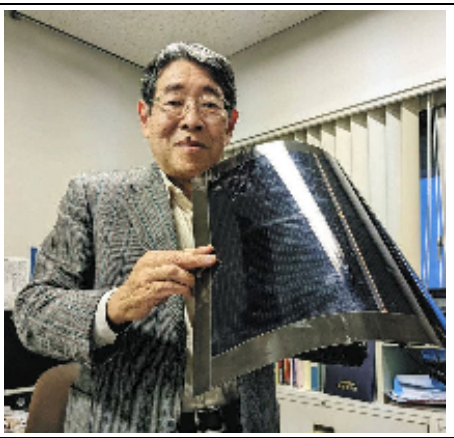
電池とは「蓄電する物」と理解していましたが・・・それだけではなかったのです。

「太陽電池」とは光起電力効果を利用して、光エネルギーを電気エネルギー(電力)に変換する電力機器です。主に太陽光から電力を得る目的で使用されますが「電池」と表現されながらも電力を蓄える「蓄電機能」は持っていないのです。

この電池タイプは大きく分けてシリコン系、化合物系、有機系があります。太陽光を利用すると言えば屋根や原野に置かれているシリコンの発電装置をイメージするのではないのでしょうか。

これに取って変わろうとしているのが「ペロブスカイト型太陽電池」なのです。その有利性は従来設置場所の制限、薄いフィルム状にすることも出来るために建物壁面、自動車などすべてを発電装置にすることが可能なのです。

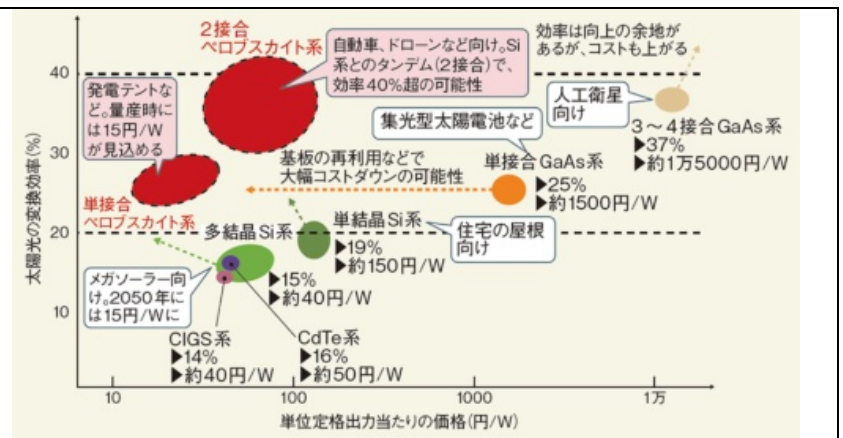
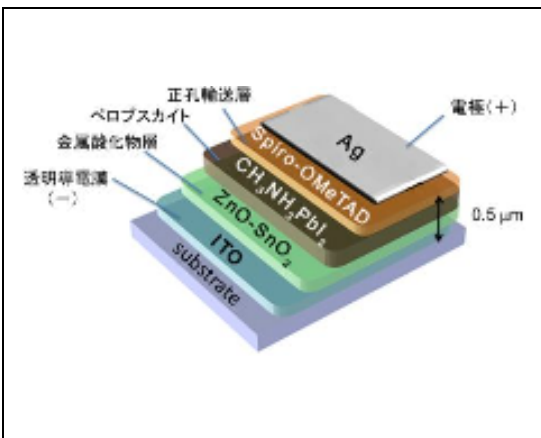
2009年桐蔭横浜大学の宮坂力特任教授の研究グループが論文を発表しました。



研究は今から15年ほど前、ペロブスカイト結晶に電圧をかけるとLEDのように発光することが分かっていました。これを調べていた大学院生が逆に光を結晶に当てれば電気を生み出せるのではないかと・・・というのがきっかけでした。

しかし、現在普及しているシリコン系太陽電池の5分の1程度の発電効率だったのです。

現在では同等の発電効率となっています。



低温製膜で作製するペロブスカイト太陽電池の積層構造

【特徴】

この技術の最大の特徴はペロブスカイト結晶が「有機溶剤に溶ける」ことです。溶剤に溶かした液体を塗りこみ乾燥させると太陽電池が出来ることになります。そうすると薄いプラスチックのフィルムにペロブスカイト結晶を溶かした液体をインクジェットプリンターで印刷すれば太陽電池が出来ることになります。発電効率はシリコン系に匹敵し柔軟なので壁や窓など、あらゆる所に貼ることが可能で建物全体が発電所になることも可能です。

更に製造に必要な材料が安価で、工程も簡単なので低コスト化が可能です。大量生産出来ればシリコン系太陽電池の半分以下となると言われており、開発競争が激化しています。

室内では34%の発電効率、地球観測衛星など…。

【原材料】

主な材料は「ヨウ素と鉛」ですべて国産で賄えます。日本のヨウ素産出量はチリに続き世界第2位で、その大部分が千葉県の天然ガス鉱層から産出されており、埋蔵量は世界の3分の2ともいわれています。鉛も国内で調達できレアメタルを中国にお願いしなくてもいいのが嬉しいですね。

現在、研究は環境汚染に対しても鉛に依らなくても良いように進められています。

これを推し進める企業は積水化学、東芝、パナソニックなど多くの企業があります。和歌山県では卵にも印刷できる技術を持つジェットプリンター技術の大手「紀州技研工業」も開発に携わっているのです…頼もしいですね。

LGBTQ法成立

正式には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立しました。

メディアは大々的に取り上げているのでこの法の詳細は控えます。

★筆者の考え方

何とも奇妙な法律が出来たものだと思います。

◆憲法第二十四条第一項では「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」としている。

従って、現行憲法の下では、同性カップルに婚姻の成立を認めることは想定されておりません。

◆LGBTQの条文を見ると「…その性的指向又は性自認にかかわらず…かけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に則り、ジェンダーアイデンティティを理由とする差別の解消等の推進…差別の解消等を推進し、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し…」とありますが、「性的指向又は性自認」とは何だろうか。

ジェンダーアイデンティティは「性自認」の日本語訳として広く用いられています。ずっと男性だと自認してきたが、どうも違う…あるいは一時的に女性であると自分で認めた…だから女風呂にも行くことが出来る…トイレにもOKだとしたら…これどうしますか？女性と自認している人が女風呂に入ってくると女性が「キャー」「何で入ってくる」と驚きますが、これを差別と自認者が言う…体は男性なのに女湯や女性用お手洗いを覗いたり、侵入することは建造物侵入罪、公然わいせつ罪などの犯罪に当たるのか、当たらないのか…問題だらけです。

◆訳の分からない法律は米国の圧力に屈した現政権が仕方なく法案を立案したものでしょう。生煮えそのものです。

これに稲田朋美氏が党議拘束の緩和を求め、山東昭子氏らが採決時退席したのには共感を覚えます。

本のご紹介



鈴木英司氏は元日中青年交流協会理事長で、30年に渡り日中友好に携わってきました。

ところが2016年7月に「スパイ」という身に覚えのない容疑で北京市国家安全局に拘束されました。それから約6年間に渡り熾烈な居住監視、収監の日々を過ごし、2022年10月11日に刑期を終えて帰国しました。

2279日間、中国に拘束されたのです。

彼が語っています…一体なぜ？

幸いにして本が発行されていますので一読する価値があります。